

「大阪府内周遊モデルツアー実施業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和7年6月25日

No.	質問項目	資料名称・頁	項目番号	質問内容	回答
1	成果物の提出について	仕様書 P5	7	契約期間は令和8年1月30日までとなっているが、成果物の提出期限を令和7年11月末頃としている理由は何故か。	実施報告書と業務に関して作成した全ての成果物は、令和7年11月末頃に提出いただきますが、提出後にも、効果検証に際して大阪府が開催する「民間事業者主導での周遊ツアーの定着・継続に向けた検討会議」等を踏まえた調整が生じることを想定しており、契約期間を令和8年1月30日までとしています。
2	審査について	その他	ー	プレゼンテーション審査の時間は何分を想定しているか。	プレゼンテーション審査の方法等は、審査の対象者に別途通知します。